2025年５月22日

各　　位


会社名　　株式会社リンクアンドモチベーション
代表者名　　代表取締役会長　小笹　芳央
（コード：2170　東証プライム市場）
問合せ先　　常務執行役員 グループデザイン室担当　横山博昭
（TEL.03-6853-8111）

会社名　　Unipos株式会社
代表者名　　代表取締役社長　松島　稔
（コード：6550　東証グロース市場）
問合せ先　　経営管理部長　秋田佳祐
（TEL.03-6773-5038）


# 株式会社リンクアンドモチベーションによるUnipos株式会社の完全子会社化に向けた株式交換契約の締結に関するお知らせ

株式会社リンクアンドモチベーション(以下「LMI」といいます。)及びUnipos株式会社(以下「Unipos」といいます。）は、UniposをLMIの完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。)の一環として、①本日開催の両社の取締役会において、LMIを株式交換完全親会社とし、Uniposを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うこと、及び、②本日開催の LMI の取締役会において、本株式交換の効力が発生する前に、Sansan 株式会社（以下「Sansan」といいます。）から、同社が保有するUniposのＡ種優先株式（以下「Unipos優先株式」といいます。）及び普通株式（以下「Unipos普通株式」といいます。）を株式譲渡（以下「本株式譲渡」といいます。）により取得することを決議し、本日、①LMI及びUnipos間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を、また、②LMIはSansanとの間で株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を、それぞれ締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、LMIにおいては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第796条第２項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、Uniposにおいては、2025年６月27日開催予定の2025年３月期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。）及び普通株式に係る種類株主総会（以下「本普通株式種類株主総会（本株式交換）」といいます。）において本株式交換契約の承認を受けた上で、2025年８月１日を本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）として行う予定です。

また、LMIは、Sansanから、本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）の開催後、本株式交換の効力が発生する前に、Unipos が発行する Unipos 優先株式の全てである 3,800 株及びUnipos普通株式366,200株を本株式譲渡により譲り受けます。

本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）において本株式交換契約が承認された場合、効力発生日である2025年８月１日（予定）に先立ち、Unipos普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場において、2025年７月30日に上場廃止（最終売買日は2025年７月29日）となる予定です。

記

１．本取引の目的等

（１）本取引の目的

LMI は、世界に先駆けて「モチベーション」にフォーカスした経営コンサルティング会社として、2000 年３月に設立され、LMI グループは、本日現在、LMI 及び子会社 19 社、持分法適用関連会社１社の合計 21 社により構成されております。基幹技術である「モチベーションエンジニアリング」を基盤に組織人事の全領域における課題解決を総合的に支援することで、多くの企業変革を実現してきました。2016 年７月には、創業以来提供してきた組織診断サービスをクラウド化し、国内初の従業員エンゲージメント向上クラウドとして「モチベーションクラウド」の提供を開始しております。また、2007 年 12 月には東京証券取引所市場第二部に上場し、2008 年 12 月には東京証券取引所市場第一部に指定変更を行い、2022 年４月には東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第一部からプライム市場に移行いたしました。

一方で、Unipos は 2012 年 11 月に、Unipos の実質的な存続会社である Fringe81 株式会社（以下「旧 Fringe81」といいます。）の経営陣による MBO の受け皿会社として、Fringe81 ホールディングス株式会社の商号で設立されました。その後、2013 年３月に旧 Fringe81 の既存株主から発行済株式の 72%を取得し子会社化した後、2013 年７月に旧 Fringe81 を吸収合併し、同日に商号を Fringe81 ホールディングス株式会社から Fringe81 株式会社に変更いたしました。2017 年６月には東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場、同月 HR(人事)領域の新サービスとして「Unipos」の提供を開始し、成長事業の一つと位置付け育成に努めてまいりました。2021 年 10 月には、事業の中心を祖業である広告事業から成長事業である Unipos 事業へ転換するという抜本的な構造改革を実施し、経営資源を Unipos 事業へ集中するとともに、現商号に変更いたしました。2023 年 10 月からは、エンタープライズ企業向けに人的資本経営コンサルティング等の提供も開始いたしました。

LMI 及び Unipos をとりまく事業環境としては、少子高齢化による労働力人口の縮小、産業のサービス化、及び働き手の価値観の多様化が進む中で、企業が「従業員や応募者から選ばれ続ける」ことの重要性と難易度はこれまで以上に高まっています。更に人工知能（AI）の急速な技術的発展は、働き手に求める技能を高度化させると同時に、生産性向上の必要性を一層高め、人材マネジメントの手法そのものの刷新を迫っています。また、2023 年３月 31 日以降に終了する事業年度から義務化された人的資本情報の開示要請により、企業は人材への投資や従業員の愛着心・働きがい（エンゲージメント）の成果を数値で示すことが求められるようになりました。こうした環境下において、企業は既存従業員の能力を最大限に引き出す取り組みと、優秀な人材を呼び込み定着させる施策を両立させることが不可欠となっていることから、HRTech 市場（注）は、今後益々の成長が期待できると考えております。その中でも、エンゲージメント市場は今後も成長が見込まれる一方で、人材採用・紹介や人材教育といった既存の人材関連市場に比べると現時点では相対的に市場規模が小さく、市場の拡大が見込まれる領域であるため、市場そのものを拡大・啓発する「市場創造活動」が事業成長の鍵となります。今後、市場拡大の機運が高まるにつれ、同領域に商機を見出した競合サービスの新規参入者との競争の激化が懸念されるため、より充実したサービスラインナップの確立と、強固な顧客基盤の構築・定着を早期に図る必要があると考えております。まずは、エンタープライズ企業を顧客ターゲットの中心として据え、より積極的なマーケティング投資による顧客の獲得と、そのような積極的な投資活動を実現するための安定した財務基盤の確立や、サービス拡充による顧客への付加価値の向上を速やかに実現することが必要であると認識しております。

（注）「HRTech」とはHR（Human Resource）とテクノロジーを組み合わせた概念で、人事業務にテクノロジーを活用することで、業務の効率化や高度化を実現する取組み全般を指します。

このような事業環境の下、LMIとUniposは、それぞれ積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を進めていくにあたり、お互いがエンゲージメント市場に属する事業者同士であり、それぞれが主力の事業領域やサービス提供において培ってきたノウハウやネットワークその他の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、各社単体での取組み以上に、エンゲージメント市場の更なる発展と両社の更なる中長期的な企業価値の発展を促進することができるものと考え、協議を進めてまいりました。

その結果、LMI及びUniposは、本取引により、各社の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、以下のシナジー効果の実現が期待できるとの判断に至りました。

i. 相互補完による既存事業の拡大

LMIは、従業員エンゲージメントの向上を支援する「モチベーションクラウド エンゲージメント」の診断結果に応じた変革サービスとして、組織人事の全領域におけるコンサルティング支援を行っています。加えて、組織風土の活性化を支援する「モチベーションクラウド シェアリング」や人材育成を支援する「モチベーションクラウド ロールディベロップメント」といった変革サービスのクラウド化も自社開発で進めてきましたが、圧倒的な競争優位性を確立するためには、クラウドにおける変革サービスのさらなる拡充が不可欠です。

本取引を通じて、「モチベーションクラウド エンゲージメント」を利用するクライアントにおいて、組織課題に対する解決策のひとつとしてUniposがHR領域のソフトウェア「Unipos」や「組織インサイトサーベイ」を提供することが可能となります。例えば、企業内の組織風土・心理的安全性やコミュニケーションに課題があることが明らかになったLMIのクライアントに対して、変革の手段として「Unipos」を提供していきます。また、組織課題をより深く組織内で明確にしたいLMIのクライアントに対して、「組織インサイトサーベイ」を提供していきます。両社サービスの更なる付加価値の向上及び「Unipos」「組織インサイトサーベイ」の更なる利用層の拡大が実現できるため、両社の企業価値が向上すると考えております。

ii. 経営基盤の強化

企業の競争力の源泉である、人材（財）の活用・強化、パートナー・ネットワークの活用、財務基盤強化といった、両社が有する経営資源・ノウハウを結集し、経営の効率化を推進することができると考えております。加えて、両社は人的資本経営及び開示に関して高いブランドを有しているため、本取引により両社のブランド資産を融合し、認知度向上及びブランディングの価値向上とコスト削減を図ることで、持続的成長を支える強靭な経営基盤の構築を図ります。

iii. 管理体制の最適化及び積極的な投資の実行

本取引の完了後、両社の管理部門において重複する業務を見直し、最適な管理体制を構築することによって、コストの削減及び管理能力の向上を実現することができると考えております。また、本取引を通じて、Uniposが上場廃止となり、上場維持のための関連コストを削減することができれば、Uniposの財務基盤をより安定的なものとすることが可能となります。このような経営体制の最適化により管理コストを削減することができ、その分Uniposの中長期的な事業

成長のための積極的な事業投資（顧客の更なる拡大のためのマーケティング投資、サービス拡充のための開発投資及び人的資本に対する投資など）を実現できると考えております。

LMI 及び Unipos は、両社間で更なる協議を進めた結果、上記の各シナジーを実現していくにあたり、LMI が Unipos の株式の一部を取得し、Unipos が上場を維持したまま資本業務提携等の提携を行うといった方策も検討したものの、Unipos が上場を維持したままでは、上場企業として独立した事業運営が必要となることや、経営資源の相互活用において、有用性や取引としての客観的な公正性について Unipos の少数株主を含む各ステークホルダーの利益を考慮した慎重な検討を要する等、両社における少数株主の利益相反の可能性を考慮せざるを得ないと考えております。例えば、LMI と Unipos において、それぞれが保有するクライアント・ネットワークやパートナー・ネットワークをはじめとした経営資源の相互活用を企図しておりますが、利益の一部が LMI 以外のステークホルダーに流出するといった観点から、LMI としても、Unipos を含む LMI の企業価値向上を図るための機動的かつ効果的な施策を実行することに慎重にならざるを得ず、迅速かつ柔軟な意思決定を行う上での制約が存在する状況となることが想定されます。また、人材の相互活用等においても、LMI と Unipos との相互の独立性を保つ観点から情報の流用や漏洩が生じないようにしなければならないため、経理業務や人事業務などの管理業務を共有できなかったり、相互にノウハウの共有ができなかったりするなど、Unipos の少数株主の利益を慎重に配慮する必要があることで、迅速かつ柔軟な意思決定を行う上での制約が存在する状況となることや、結果としてシナジーの一つである管理コストの削減が図れない状況となることが想定されます。上記のような想定を踏まえると、Unipos が上場を維持したままでは、両社間での経営資源の相互活用に自ずと一定の限界が生じてしまうため、上記の各シナジーを最大限実現していくためには、本株式交換を含む本取引を通じて LMI が Unipos を完全子会社化し、株主構成を実質的に一致させることで両社間の利害関係を完全に一致させ、両社がそれぞれの部分最適に陥らないような意思決定の体制を構築する必要があるとの共通認識に至りました。

その上で、上記の各シナジーの実現に向けて、両社が本取引を行うにあたっては、各社の事業の枠組みを保持しながら本取引後にシナジーを追求できる体制を構築することが望ましく、かかる観点からは両社の法人格の維持を前提とするスキームを採用することが適切であると考えられること、また、本株式交換の手法を用いることで、両社の株主の皆様に、(a)LMI の普通株式（以下「LMI 株式」といいます。）の所有を通じて、本株式交換後に期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現による LMI の事業発展・収益拡大と、その結果としての LMI 株式の株価上昇の利益等を享受する機会を提供することが可能となるとともに、(b)東京証券取引所プライム市場に上場する LMI 株式は、市場で取引することで随時現金化することも可能であり、流動性を提供することも可能となること等、様々な点を勘案した結果、LMI 及び Unipos は、LMI 株式を対価とする本株式交換の方法により本取引を実施することが最適であるとの判断に至りました。

なお、本取引の成立に伴い、2021 年５月に Sansan と Unipos が締結した資本業務提携契約は解消されますが、上記に記載のとおり、LMI とのシナジー効果の実現を見込んでいることから、影響は軽微なものと考えております。

（２） 本取引の一環としての本株式譲渡の概要

LMI は、本日開催の取締役会において、本取引の一環として、Sansan との間で、Sansan から Unipos 優先株式 3,800 株及び Unipos 普通株式 366,200 株を譲り受ける旨の本株式譲渡契約を締結することを決議し、同契約を締結いたしました。本株式譲渡は本株式交換の効力発生前に実行することを予定しており、本株式交換は本株式譲渡の実行を条件として実行することとなります。

また、本株式譲渡は、①本株式交換契約に係る議案が、本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）において承認されること、及び、②本定款変更（以下で定義します。）に係る議案が、本定時株主総会及びUnipos優先株式に係る種類株主総会（以下「本優先株式種類株主総会（本定款変更）」といいます。）において承認されること等を前提条件として、2025年７月１日に実行することを予定しております。なお、本株式譲渡契約に基づき、Sansanは、LMIとの間で本定時株主総会、本普通株式種類株主総会（本株式交換）及び本優先株式種類株主総会（本定款変更）において、本株式交換の承認議案及び本定款変更の承認議案に賛成の議決権を行使することを合意しております。

本株式譲渡の譲渡対価は総額2,028,014,300円（Unipos普通株式合計：32,958,000円、Unipos優先株式合計：1,995,056,300円）であり、Unipos優先株式に係る取得請求権が行使されUnipos普通株式に全て転換されたものとして計算した場合、本優先株式の転換による希薄化の影響を受けていない現時点のUnipos普通株式の算定基準日（2025年５月21日）の株価終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、直近３ヶ月間及び直近６ヶ月間の終値単純平均値のいずれからも一定のディスカウントがされた条件となっており、算定基準日までの１ヶ月平均、３ヶ月平均及び６ヶ月間の終値単純平均値に対してプレミアムが付された本株式交換の方がUniposの株主にとって有利な取引条件となっているため、Sansanのみに有利な価格で売却の機会を与えるものではありません。

なお、本日時点においては、Unipos優先株式3,800株のうち、Sansanが1,900株を、株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といいます。）が残りの1,900株を保有しておりますが、Sansanは本株式譲渡の実行前に、DBJから、DBJが保有するUnipos優先株式1,900株を取得（以下「Unipos優先株式譲渡（DBJ）」といいます。）することを予定しております。また、本株式譲渡契約において、Unipos優先株式譲渡(DBJ)が適法かつ有効に実行されていることが、本株式譲渡のクロージングに向けたLMI及びSansanの義務履行の前提条件となっております。

なお、Uniposは、本取引に関して、本日開催の取締役会において、Unipos優先株式の内容の変更に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）について、本定時株主総会及び本優先株式種類株主総会（本定款変更）に付議することを決議しております。具体的には、Uniposは、Sansan及びLMIから、Unipos優先株式に、Unipos普通株式を対価とする取得請求権の定めが付されているため、Unipos優先株式譲渡（DBJ）及び本株式譲渡について金融商品取引法上の公開買付けの実施が必要となる可能性があるとして、これが不要であることを明確にすべく、当該取得請求権の定めを削除することについて要請を受けたことから、かかる要請を踏まえ、本株式譲渡を含む本取引を実施するため、本定款変更により、当該取得請求権の定めを削除することを予定しております。詳細については、Uniposが2025年５月22日付で公表した「定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

以上の本取引のストラクチャーを図で表示すると、大要以下のとおりとなります。

＜本取引のストラクチャー図＞

Ⅰ．本取引の実施前（現状）

本日時点においては、Unipos優先株式3,800株のうち、Sansanが1,900株を、DBJが残りの1,900株を保有しており、Unipos普通株式13,005,624株（2025年３月31日現在の発行済普通株式総数（13,017,800株）から、Uniposが2025年５月９日に公表した「2025年３月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「Unipos決算短信」といいます。）に記載された2025年３月31日現在のUniposが所有する自己株式数（12,176株）を控除した株式数）のうち、Sansanが366,200株を、残りの12,639,424株をその他株主が保有しております。

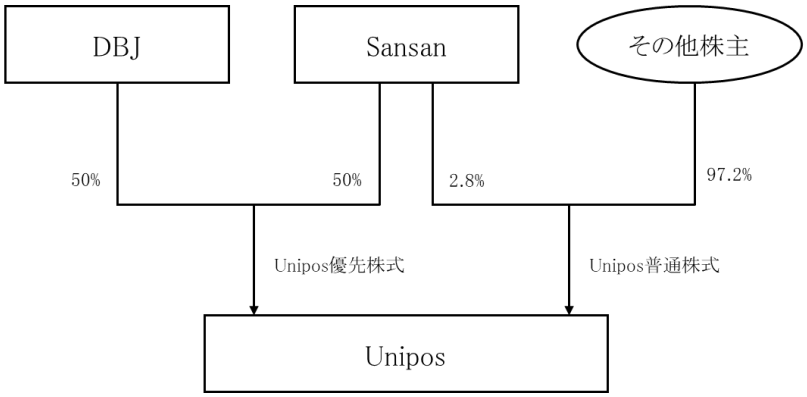


Ⅱ．本優先株式譲渡（DBJ）

Sansan は DBJ から、DBJ が保有する Unipos 優先株式 1,900 株を取得し、その結果、Sansan は、Unipos 優先株式の全てである 3,800 株と、Unipos 普通株式 366,200 株を保有することとなります。

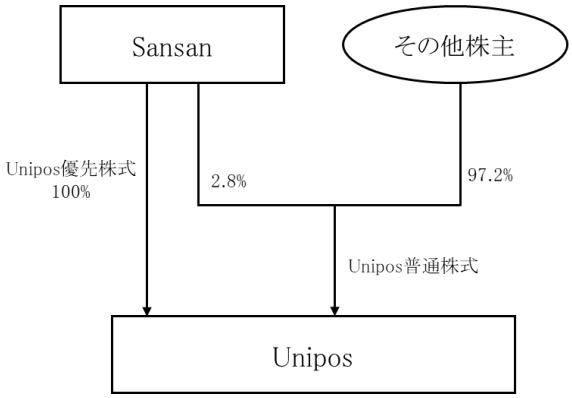


Ⅲ．本株式譲渡

LMI は、Sansan から Unipos 優先株式 3,800 株及び Unipos 普通株式 366,200 株を取得し、その結果、LMI は、Unipos 優先株式の全てである 3,800 株と、Unipos 普通株式 366,200 株を保有することとなります。

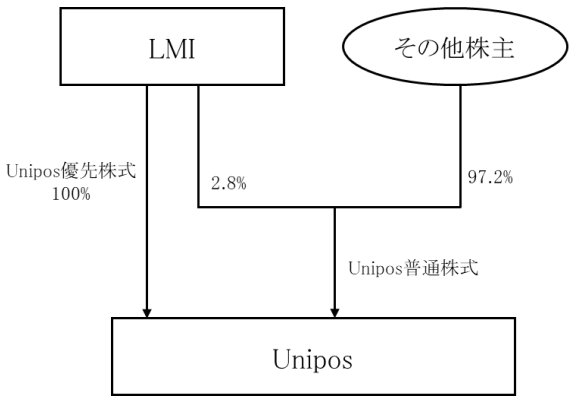

Ⅳ．本株式交換

本株式交換により、その効力発生日である2025年８月１日（予定）をもって、LMIはUniposの完全親会社となります。

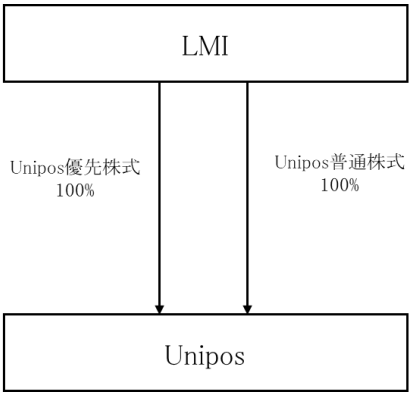


２．本取引の要旨

（１）　本取引の日程

| | |
|---|---|
| 本株式交換契約承認取締役会決議日（両社） | 2025年５月22日（本日） |
| 本株式交換契約締結日（両社） | |
| 本株式譲渡契約締結日（LMI） | |
| 本定時株主総会決議日（Unipos） | 2025年６月27日予定 |
| 本普通株式種類株主総会（本株式交換）決議日（Unipos） | |
| 本優先株式種類株主総会（本定款変更）決議日（Unipos） | |
| 本株式譲渡実行日（LMI） | 2025年７月１日予定 |
| 最終売買日（Unipos） | 2025年７月29日予定 |
| 上場廃止日（Unipos） | 2025年７月30日予定 |
| 本株式交換の効力発生日（両社） | 2025年８月１日予定 |

（注）上記日程については、本株式交換の手続進行上の必要性その他の理由により、両社で協議し合意の上、変更される場合がございます。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

（２）　本株式交換の方式

LMIを株式交換完全親会社、Uniposを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

なお、LMIについては、会社法第796条第２項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに、Uniposについては、本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）において本株式交換契約の承認を受けた上で、本株式交換を行う予定です。

なお、本株式交換の効力発生日は、両社の合意により変更されることがあります。

（３）　本株式交換に係る割当ての内容

| | LMI<br>（株式交換完全親会社） | Unipos<br>（株式交換完全子会社） |
|---|---|---|
| 本株式交換に係る | 1 | 0.35 |

| | | |
|---|---|---|
| 割当比率 | | |
| 本株式交換により<br>交付する株式数 | LMI 株式：4,423,798 株（予定） | |

（注１）株式の割当比率

Unipos 普通株式１株に対して、LMI 株式 0.35 株を割当交付いたします。なお、上記表の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社で協議し合意の上、変更することがあります。

（注２）本株式交換により交付する LMI 株式の数

本株式交換により交付される予定の LMI 株式の数として、Unipos 決算短信に記載された 2025 年３月 31 日現在の発行済普通株式総数（13,017,800 株）から、Unipos 決算短信に記載された 2025 年３月 31 日現在の Unipos が所有する自己株式数（12,176 株）及び本株式譲渡により LMI が Sansan から譲り受ける Unipos 普通株式の数（366,200 株）を控除した株式数（12,639,424 株）に、本株式交換比率を乗じた数を記載しております。

LMI は、本株式交換に際して、LMI が Unipos の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の Unipos の株主の皆様に対して、その所有する Unipos 普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の LMI 株式を割当交付いたします。ただし、Unipos が所有する自己株式、並びに、LMI が所有する Unipos 普通株式及び Unipos 優先株式に対しては、本株式交換に伴う LMI 株式の割当は行いません。割当交付する LMI 株式には、LMI が所有する自己株式（2,546,017 株）と、新たに発行する LMI 株式（1,877,781 株）を使用する予定です。

なお、Unipos は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、Unipos が基準時の直前の時点において所有している自己株式（本株式交換に際して会社法第 785 条第１項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって Unipos が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です（そのため、Unipos 決算短信に記載された、2025 年３月 31 日現在の Unipos が所有する自己株式数（12,176 株）は、上記の本株式交換により交付する株式数の算出において、LMI 株式を交付する対象から除外しております。）。

本株式交換により割当交付する LMI 株式の総数については、Unipos の新株予約権の行使、及び Unipos による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

（注３）単元未満株式の取扱い

本株式交換により、１単元（100 株）未満の LMI 株式の割当てを受ける Unipos の株主の皆様につきましては、その所有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第１項の規定に基づき、LMI に対し、自己の所有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

（注４）１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、LMI 株式１株に満たない端数の割当交付を受けることとなる Unipos の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の LMI 株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様にお支払いいたします。

（４）　本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

Unipos が既に発行している、2016 年９月２日開催の Unipos の臨時株主総会、Ｂ種種類株主総会及びＣ種種類株主総会の決議に基づき発行された第３回新株予約権（残存する新株予約権の数：2,000 個、目的株式数：Unipos 普通株式 8,000 株）、並びに、2022 年４月 20 日開催の Unipos の定時取締役会の決議に基づき発行された第７回新株予約権（残存する新株予約権の数：917 個、目的株式数：Unipos 普通株式 91,700 株。以下、第３回新株予約権及び第７回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）については、それぞれ Unipos の業務委託先及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行されたものであり、本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）において本株式交換に係る議案が承認された場合には、本新株予約権の行使条件を充足しなくなるとともに、本新株予約権の取得条項として定められた無償取得事由（Unipos が完全子会社となる株式交換について、法令上必要となる株主総会の承認決議が行われたとき）に該当することから、当該決議の日から本株式交換の効力発生日の前日までに、当該取得条項に基づき、Unipos が無償で取得し、消却する予定です。

また、Unipos は、新株予約権付社債を発行しておりません。

３．本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

（１）　割当ての内容の根拠及び理由

LMI は、2024 年 12 月上旬に、本取引を通じて Unipos の株主を LMI のみとする Unipos の完全子会社化を実施することが最善と判断いたしました。そして、上記「１．本取引の目的等」に記載のメリット及びシナジーの創出を目指し、Unipos に対し、2025 年１月 31 日に「貴社の完全子会社化に関する初期的なご提案」（以下「一次意向表明書」といいます。）を提出し、Unipos に対して、本取引の実施に向けた検討・協議を開始したい旨の意向を伝えました。これを受け、Unipos からは、かかる要請に応じる旨の意向が示されたことから、両社間での協議・検討を開始するに至りました。

その後、LMI は、2025 年３月下旬から同年５月上旬まで、Unipos は 2025 年４月上旬から同年５月上旬まで、相互にデュー・ディリジェンスを行いました。

また、LMI は、かかるデュー・ディリジェンスの開始と並行して、Unipos の完全子会社化のスキームについて検討を進めました。当初、LMI は、Unipos の完全子会社化の方法として、Unipos 優先株式を取得するための公開買付けと株式交換を組み合わせたスキームを検討しており、2025 年３月 12 日、LMI は、Unipos に対し、当該スキームにより、Unipos を完全子会社化することを提案いたしました。具体的には、Sansan が DBJ から、Unipos 優先株式譲渡（DBJ）により DBJ が保有する Unipos 優先株式 1,900 株を取得した上で、LMI が Sansan の保有する全ての Unipos 優先株式及び Unipos 普通株式を公開買付けの手法により一定のディスカウントを行った価格で取得し、最終的に LMI が、Unipos を株式交換の手法により完全子会社化する方法を提案いたしました。しかし、当該スキームの実施について、金融庁への事前相談及び法令照会を実施したところ、Unipos 優先株式に Unipos 普通株式を対価とする取得請求権の定めが付されていると、Unipos 優先株式譲渡（DBJ）及び本株式譲渡の双方について金融商品取引法上の公開買付けの実施が必要となる可能性があるとのことであったため、これが不要であることを明確にした上で、Unipos 優先株式譲渡（DBJ）及び本株式譲渡を実施する必要があるとして、LMI 及び Sansan は、当該取得請求権の定めを削除することを Unipos に要請いたしました。当該取得請求権の定めを削除することで、Unipos 優先株式譲渡（DBJ）及び本株式譲渡のいずれについても公開買付けの実施が不要となることから、Unipos 優先株式及び Unipos 普通株式を取得するための公開買付けは行わず、Sansan から公開買付けの方

法によらない相対取引によりこれらを取得することとしております。また、LMI 及び Unipos による相互へのデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、真摯に協議・交渉を重ねた結果、LMI 及び Unipos は、本株式交換を用いた本取引によって、LMI が Unipos を完全子会社化及び非公開化することが、LMI 及び Unipos の企業価値向上にとって最善の判断であると考えるに至りました。

また、LMI 及び Unipos は、上記「２．本取引の要旨」の「（３）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、それぞれ個別に、LMI、Sansan 及び Unipos から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、並びに、LMI、Sansan 及び Unipos から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることといたしました。そして、LMI は、山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、TMI 総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）をリーガル・アドバイザーとして、それぞれ選定し、Unipos は、株式会社 AGS コンサルティング（以下「AGS コンサルティング」といいます。）をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）をリーガル・アドバイザーとして、それぞれ選定いたしました。

LMI 及び Unipos は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等をも踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、LMI 及び Unipos の間で、本株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、LMI においては、下記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、第三者算定機関である山田コンサルから取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである TMI からの助言及び LMI が Unipos に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、LMI の株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

また、Unipos においては、下記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」に記載のとおり、第三者算定機関である AGS コンサルティングから取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言、Unipos が LMI に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに LMI、Sansan 及び Unipos との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（詳細については、下記「（４）公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「③特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおりです。以下「本特別委員会」といいます。）から受領した答申書等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、Unipos は、AGS コンサルティングから取得した株式交換比率算定書における算定結果のレンジの中央値を超える水準であることから、本株式交換比率は妥当であり、Unipos の少数株主の皆様の利益に資すると判断いたしました。

このように、LMI 及び Unipos は、本株式交換比率は LMI 及び Unipos のそれぞれの株主の皆様の利益に資するものであるとの判断に至ったため、それぞれ本日開催の取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、LMI と Unipos が協議した上で、合意により変更されることがあります。（ただし、本株式譲渡の譲渡対価よりも不利な条件とならない株式交換比率を設定いたします。）。

（２）　算定に関する事項

①　算定機関の名称及び両社との関係

LMI の第三者算定機関である山田コンサル及び Unipos の第三者算定機関である AGS コンサルティングはいずれも、LMI、Sansan 及び Unipos から独立した算定機関であり、LMI、Sansan 及び Unipos の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

②　算定の概要

（i）　山田コンサルによる算定

山田コンサルは、LMI については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である 2025 年５月 21 日を基準日として、東京証券取引所プライム市場における LMI 株式の算定基準日の株価終値、2025 年４月 22 日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値、2025 年２月 25 日から算定基準日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値、2024 年 11 月 22 日から算定基準日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

Unipos については、同社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である 2025 年５月 21 日を基準日として、東京証券取引所における Unipos 普通株式の算定基準日の株価終値、2025 年４月 22 日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値、2025 年２月 25 日から算定基準日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値、2024 年 11 月 22 日から算定基準日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、採用して算定を行いました。

なお、LMI 株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の Unipos 普通株式の評価レンジは、以下のとおりです。

| LMI | Unipos | 株式交換比率の算定結果 |
|---|---|---|
| 市場株価法 | 市場株価法 | 0.261　～　0.422 |
| | DCF 法 | 0.300　～　0.420 |

山田コンサルは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、Unipos から提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、Unipos の経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。山田コンサルの算定は、2025 年５月 21 日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

なお、山田コンサルが DCF 法による算定の前提とした事業計画においては、Unipos の直近までの業績の動向、一般に公開された情報、LMI が Unipos に対して行ったデュー・ディリジェンスの結果及び本取引の実行により想定されるシナジー効果等の諸要素を考慮して LMI が見積もった、2026 年３月期から 2030 年３月期までの５期分の Unipos の事業計画案には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、エンタープライズ企業を中心とした顧客層の拡大に伴うストック売上高の増加及び人的資本経営コンサルティング事業の伸長に

よる売上高の増加を要因として、2026年３月期、2027年３月期、2028年３月期、2029年３月期及び2030年３月期において、それぞれ前営業年度と比較して15.0%、11.9%、11.7%、11.6%、11.6%以上の増加を見込んでおります。営業利益においては、上記の各年度の売上高の増加の影響に加え、営業赤字であった2024年３月期から2025年３月期にかけて実施した地代家賃や広告宣伝費などの経費の削減等の効果により、2026年３月期においては営業黒字化を見込んでおり、加えて、2027年３月期及び2030年３月期において、それぞれ前営業年度と比較して55.0%、32.3%以上の増加を見込んでおります。なお、山田コンサルがDCF法に用いた2026年３月期から2030年３月期までの５期分のUniposの事業計画案は、本取引の実行を前提としております。

（ii）　AGSコンサルティングによる算定

AGSコンサルティングは、LMIについては、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2025年５月21日を基準日として、東京証券取引所プライム市場におけるLMI株式の算定基準日の株価終値、2025年４月22日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値、2025年２月25日から算定基準日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

Uniposについては、同社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（算定基準日である2025年５月21日を基準日として、東京証券取引所におけるUnipos普通株式の算定基準日の株価終値、2025年４月22日から算定基準日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値、2025年２月25日から算定基準日までの直近３ヶ月間の終値単純平均値、2024年11月22日から算定基準日までの直近６ヶ月間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、採用して算定を行いました。

なお、LMI株式の１株当たりの株式価値を１とした場合のUnipos普通株式の評価レンジは、以下のとおりです。

| LMI | Unipos | 株式交換比率の算定結果 |
|---|---|---|
| 市場株価法 | 市場株価法 | 0.271　～　0.403 |
| | DCF法 | 0.270　～　0.417 |

AGSコンサルティングは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、Uniposから提出された財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）に関する情報については、Uniposの経営陣により、当該提出時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。AGSコンサルティングの算定は、2025年５月21日までに同社が入手した情報及び経済条件を反映したものとなります。

なお、AGSコンサルティングがDCF法による算定の前提としたUniposの財務予測はUniposが作成した事業計画に基づいており、当該財務予測には、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益については、2026年３月期は主にソフトウェアの資産計上による原価の減少、広告費及び地代家賃の削減により2026年３月期の業績予想どおり前期比プラス305百万円、2029年３月期及び2030年３月期は売上高の増加に比して販売費

及び一般管理費の増加率を抑えることにより、それぞれ前期比プラス 30.6%、プラス 38.6%となることを見込んでおり、EBITDA は上記要因により、2026 年３月期、2030 年３月期はそれぞれ前期比プラス 351.4%、プラス 34.8%となることを見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、2027 年３月期、2028 年３月期、2029 年３月期及び 2030 年３月期において、営業利益の増加と運転資本の減少に伴いそれぞれ前期比プラス 151 百万円、プラス 30.1%、プラス 34.1%、プラス 41.4%となることを見込んでおります。

なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎とした AGS コンサルティングによる算定にも盛り込まれておりません。なお、当該財務予測については、本特別委員会が、その内容及び作成経緯等について Unipos との間で質疑応答を行い、Unipos の少数株主の利益に照らして不合理な点がないことを確認しております。

（３）　上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である 2025 年８月１日（予定）をもって、LMI は Unipos の完全親会社となり、完全子会社となる Unipos 普通株式は東京証券取引所グロース市場の上場廃止基準に従って、2025 年７月 30 日付で上場廃止（最終売買日は 2025 年７月 29 日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所グロース市場において Unipos 普通株式を取引することはできません。

Unipos 普通株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される LMI 株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、本株式交換の効力発生日以降も、東京証券取引所プライム市場において取引が可能であることから、Unipos の株主の皆様のうち、本株式交換により LMI の単元株式数である 100 株以上の LMI 株式の割当交付を受ける株主の皆様は、Unipos 普通株式の所有数に応じて一部 LMI の単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、１単元以上の株式については引き続き東京証券取引所市場プライム市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

一方、Unipos の株主の皆様のうち、本株式交換により LMI の単元株式数である 100 株未満の LMI 株式の割当交付を受ける、相当数の株主の皆様においては、単元未満株式について東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様のご希望により、LMI の単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記「２.本取引の要旨」の「（３）本株式交換に係る割当ての内容」の「（注３）単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、１株に満たない端数が生じた場合における取扱いの詳細については、上記「２.本取引の要旨」の「（３）本株式交換に係る割当ての内容」の「（注４）１株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、Unipos の株主の皆様は、最終売買日である 2025 年７月 29 日（予定）までは、東京証券取引所グロース市場において、その所有する Unipos 普通株式を従来どおり取引することができます。

（４）　公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

上記「１．本取引の目的等」の「（２）本取引の一環としての本株式譲渡の概要」のとおり、LMI は、本日現在、及び本定時株主総会に係る基準日においても、Unipos 優先株式及び Unipos 普通株式を所有しておりません。しかし、LMI は、Unipos 優先株式 1,900 株（Unipos 優先株式譲渡（DBJ）実行後は 3,800 株）及び Unipos 普通株式 366,200 株を所有する Sansan との間で本株式譲渡契約

を締結する意向を有していたことから、Sansan と Unipos の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、LMI 及び Unipos は、本株式交換に際して公正性を担保する必要があると判断し、以下の措置を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

LMI は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である山田コンサルより、2025 年５月 21 日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「（２）算定に関する事項」をご参照ください。なお、LMI は、山田コンサルより、本株式交換比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方、Unipos は、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である AGS コンサルティングより、2025 年５月 21 日付で、株式交換比率算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「（２）算定に関する事項」をご参照ください。なお、Unipos は、AGS コンサルティングより、本株式交換比率の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

なお、山田コンサル及び AGS コンサルティングは、いずれも LMI、Sansan 及び Unipos から独立しており、当該三社との間で重要な利害関係を有しておりません。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

LMI は、本株式交換を含む本取引のリーガル・アドバイザーとして、TMI より、デュー・ディリジェンスの実施並びに本株式交換を含む本取引の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

一方、Unipos は本取引に係る意思決定に慎重を期し、Unipos 取締役会の意思決定における公正性及び適正性を確保するために、リーガル・アドバイザーとして選任したアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、2025 年１月下旬以降、本取引に関する諸手続を含む Unipos 取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

なお、本特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことが確認されております。

なお、TMI 及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、いずれも LMI、Sansan 及び Unipos から独立しており、当該三社との間で重要な利害関係を有しておりません。

③ 特別委員会の設置及び答申書の取得

Unipos は、2025 年１月 22 日の取締役会において、企業価値の向上及び一般株主利益の確保を図る観点から、本取引の是非や取引条件の妥当性についての交渉及び判断が行われる過程全般にわたってその公正性を担保するため、LMI、Sansan 及び Unipos から独立性を有する委員の３名（Unipos 独立社外監査役である鷲野泰宏氏（丸の内綜合法律事務所パートナー弁護士）、Unipos 独立社外取締役である菅原敬氏（株式会社アイスタイル取締役副会長 CFO）、及び、Unipos 独立社外取締役である高橋理人氏（株式会社 HBIP 代表取締役））から構成される本特別委員会を設置することを決議いたしました（なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更しておらず、また、委員の互選により、本特別委員会の委員長として鷲野泰宏氏を選定しております。）。また、これらの者を本特別委員会の委員に選任することについて、田中弦氏、富岡圭氏、及び橋本宗之氏を除く取締役の承認を得ており、監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、Unipos の取締役６名のうち、Unipos の代表取締役会長である田中弦氏については、Unipos 普通株式 4,549,400 株（所有割合：34.98%）（注）を所有しており、LMI が一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付けに応募しないことを内容とする契約を締結する意向を有していたことから、Unipos の社外取締役である富岡圭氏及び橋本宗之氏については、Sansan の取締役を兼任していることから、それぞれ、Unipos の一般株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえて、利益相反の疑義を回避する観点から、上記の Unipos 取締役会における本取引に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、また、本取引に関し、Unipos の立場において LMI との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

（注）Unipos 決算短信に記載された 2025 年３月 31 日現在の Unipos が所有する自己株式数（12,176 株）を控除した株式数（13,005,624 株）に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じとします。

Unipos は、取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、(a) 本取引の目的の合理性（本取引が Unipos の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項について検討し、Unipos 取締役会に勧告を行うとともに、(b) 本取引の手続の公正性に関する事項、(c) 本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事項、(d) 本取引を行うことが Unipos の少数株主にとって不利益なものでないかに関する事項等について検討し、Unipos 取締役会に意見を述べること（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問しております。なお、上記本諮問事項の検討に際しては、①Unipos の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討・判断するとともに、②Unipos の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとしています。

また、Unipos 取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に関する意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、Unipos 取締役会は当該取引条件による本取引の承認をしないことを決議しております。更に、本特別委員会に対しては、（i）本諮問事項について検討するに当たり、必要に応じ、財務若しくは法務等に関する独自のアドバイザーを Unipos の費用で選任し、又は、Unipos の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）すること（なお、特別委員会は、Unipos のアドバイザーの独立性及び専門性に問題がないことを確認した場合には、Unipos のアドバイザーに対して専門的助言を求めることができる。）、（ⅱ）Unipos の役職員及びアドバイザーから本取引に関する検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること、並びに、Unipos の役職員、本取引の関係者その他特別委員会が必要と認める者から必要な事項を聴取すること、（ⅲ）Unipos が LMI らとの間で行う交渉の過程に実質的に関与すること（Unipos 及び Unipos のアドバイザーに事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示又は要請を行うこと、及び、自ら LMI らと交渉を行うことを含む。）、並びに（ⅳ）その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項を実施することに係る権限を付与する旨を決議しております。

さらに、Unipos 取締役会は、本特別委員会事務局は LMI との間で特別の利害関係を有しない者から選ぶものとし、その指名及び変更は特別委員会の承認を経て行うことを決議するとともに、本特別委員会事務局を務める従業員において、本特別委員会における本取引の検討に係る情報については Unipos 社内においても厳に秘密管理すべきことを併せて決議しております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、固定報酬が支払われることとされており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

本特別委員会は、2025年1月29日より2025年5月21日まで合計21回、計約19.5時間にわたって開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。

具体的には、まず、Unipos が選任したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関である AGS コンサルティング及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、Unipos からは、本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、株式交換比率の算定の前提となる Unipos の事業計画の策定手続及び内容、本取引の検討体制・意思決定方法等について説明を受けたほか、LMI に対して本取引の目的等に関する質問状を送付した上で、LMI から本取引の目的、本取引に至る背景・経緯、本取引後の経営方針や従業員の取扱い、本取引の手法等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、Unipos の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から本取引に係る Unipos の取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他の本取引に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、LMI に対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。更に、Unipos は、LMI 及び Sansan との間に重要な利害関係を有しない株式会社 AGS FAS（以下「AGS FAS」といいます。）に対して LMI に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの実施を依頼し、本特別委員会は、AGS FAS より財務・税務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、AGS コンサルティングから株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。なお、本特別委員会は、AGS コンサルティングによる株式交換比率の算定の基礎となる Unipos の事業計画につき、Unipos より事業計画案の作成方針及びその内容の説明を受けた上で、Unipos が作成した事業計画案を承認しております。また、本特別委員会は、AGS コンサルティング及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を受け、株式交換比率等の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示し、LMI に対して複数回に亘り書面で株式交換比率の提案を行う等、LMI との交渉に実質的に関与いたしました。

本特別委員会は、以上のような経緯の下、上記諮問事項について慎重に検討・協議した結果、2025年5月22日に、Unipos の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出いたしました。

A) 答申内容

(i) 本株式交換は、Unipos の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると認められる。

(ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられる。

(iii) 株式交換比率を含む本株式交換の条件は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。

(iv) Unipos が本株式交換の実施を決定することは、Unipos の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる。

B) 答申理由

(i) 本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換が Unipos の企業価値の向上に資するかという点を含む。）

本特別委員会は、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換の目的及び本株式交換により得られるメリット等について、Unipos 及び LMI に対するヒアリングを行い

確認し、以下の理由により、本株式交換に至る経緯、Unipos の経営課題、本株式交換の目的及び本株式交換により得られるメリット及びデメリットについての説明内容については、いずれも特段不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められ、ひいては本株式交換は Unipos の企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると認められると判断した。

- Unipos と LMI は、それぞれ積極的な事業領域の拡大と経営基盤の強化を進めていくにあたり、お互いが HRtech エンゲージメント市場に属する事業者同士であり、それぞれが主力の事業領域やサービス提供において培ってきたノウハウやネットワークその他の経営資源を相互に活用し、補完し合うことによって、各社単体での取組み以上に、エンゲージメント市場の更なる発展と両社の更なる中長期的な企業価値の発展を促進することができるものと考えていること。
- また、Unipos と LMI は、両社間のシナジーを最大限実現していくためには、本株式交換を含む一連の取引を通じて LMI が Unipos を完全子会社化し、株主構成を実質的に一致させることで両社間の利害関係を完全に一致させ、両社がそれぞれの部分最適に陥らないような意思決定の体制を構築する必要があるとの共通認識に至ったこと。
- Unipos 及び LMI によれば、本株式交換のメリットとして、相互補完による既存事業の拡大、経営基盤の強化、管理体制の最適化及び積極的な投資の実行が挙げられる一方で、本株式交換により Unipos が上場廃止になることのデメリットは限定的であること。また、本取引は Unipos と Sansan との間の資本業務提携の解消を前提とするものであるが、Sansan との間の業務提携について当初想定していた事業上の連携による成長が十分に実現されていない状況に鑑みると、LMI との相互補完の方が既存事業の拡大によるメリットを見込めるものであることから、かかる資本業務提携の解消による影響は限定的であると考えられること。

(ii) 本株式交換に係る手続の公正性が確保されているか

以下の理由から、本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられる。

(a) 本特別委員会の設置

本特別委員会は、以下のとおり、独立性を有し、かつ、特別委員会としての実効性を高めるための実務上の措置が採られた上で、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、本株式交換の是非や取引条件の妥当性、手続の公正性について検討・判断を行っている。

- Unipos は、2025 年１月下旬に LMI から本取引に係る初期的な提案を受けたことから、本取引の公正性を担保するため、本取引の検討に当たり必要となる独立した検討体制を検討・構築した上、同年１月下旬以降、本取引に係る具体的検討を開始することとした後に、2025 年１月 22 日開催の Unipos 取締役会において本特別委員会の設置を決議しており、実務上合理的な範囲で速やかに設置したものといえる。
- 本特別委員会の各委員は、Unipos の社外取締役兼独立役員２名及び社外監査役兼独立役員１名により構成されているところ、当該各委員は、LMI 及び Sansan から独立しており、また、その報酬については、本取引の成

否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないため、本特別委員会の各委員について、①LMI 及び Sansan からの独立性、並びに②本取引の成否からの独立性はいずれも認められるものと考えられる。

- Unipos 取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対して、本特別委員会が自ら LMI と交渉を行う権限、及び、LMI との交渉を Unipos やアドバイザー等が行う場合でも適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる権限を付与している。
- Unipos 取締役会は、本特別委員会の設置の決議に際し、本特別委員会に対し、必要に応じて Unipos が選任する財務又は法務等のアドバイザーから専門的助言を受けるとともに、必要に応じて本特別委員会独自の財務又は法務等のアドバイザーを選任した上で専門的助言を受けることができる権限（この場合の費用は Unipos が負担するものとされている。）を付与しており、これを受けて、本特別委員会は、Unipos が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である AGS コンサルティング、並びにリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所につき、両者へのヒアリングを通じて、いずれも独立性に問題がないことを確認した上で、各アドバイザーから専門的助言を受けた。
- Unipos 取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本特別委員会に対し、答申を行うにあたって必要な情報を Unipos の役職員から受領することについて判断できる権限を付与しており、本特別委員会は、かかる権限に基づき、Unipos の関係者に対するヒアリングを実施するなど、必要な事項の確認を行った。
- Unipos 取締役会は、本特別委員会の設置を決議するに際し、本取引に関する意思決定については、本特別委員会の判断内容を最大限尊重するものとし、本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、当該取引条件による本取引に賛同しない旨を決議している。

(b) Unipos における外部専門家からの独立した専門的助言等の取得

- 第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

  Unipos は、本株式交換に対する意思決定の公正性を担保するために、LMI、Sansan 及び Unipos から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として AGS コンサルティングを選任の上、同社に対して本株式交換に係る株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定書を取得している。
- リーガル・アドバイザーからの法的助言等の取得

  Unipos は、本株式交換に係る Unipos 取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、LMI、Sansan 及び Unipos から独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換に関する Unipos 取締役会の意思決定の過程、方法、その他の本株式交換に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受け、

また、LMI に対する法務デュー・ディリジェンスの結果として法務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

・ 財務・税務アドバイザーからのデュー・ディリジェンス結果の取得

Unipos は、本株式交換に係る Unipos 取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、LMI、Sansan 及び Unipos との間で需要な利害関係を有しない AGS FAS を選任し、LMI に対する財務・税務デュー・ディリジェンスの結果として財務税務デュー・ディリジェンス報告書を受領し、その説明を受けた。

(c) 交渉過程における LMI 関係者の関与による不当な影響の不存在

・ Unipos の取締役のうち、Sansan の役職員を兼任・兼務する富岡圭氏及び橋本宗之氏は、本株式交換において Sansan と Unipos の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本株式交換に係る取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、その他本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に一切参加・関与しておらず本株式交換に係る 2025 年５月 22 日開催の取締役会決議についても審議及び決議に参加しない予定である。

・ Unipos の代表取締役会長である田中弦氏については、LMI が一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付けに応募しないことを内容とする契約を締結する意向を有していたことから、Unipos の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程には参加・関与していない。なお、同氏については、会社法に定める特別の利害関係を有していない可能性があり、その場合、本株式交換に係る取締役会決議について定足数を満たしていない可能性があるため、確実に会社上の定足数を満たす有効な決議を行うため、本株式交換に係る取締役会議案については、富岡圭氏、橋本宗之氏及び田中弦氏の３名を除いて審議及び決議を行った後に、田中弦氏を加えて、改めて当該議案について、審議・決議を行う予定である。

・ 上記のほか、LMI の利害関係者が本株式交換に係る協議・交渉・検討の過程に直接又は間接に関与し、本株式交換に不当な影響を与えたことを推認させる事実は特段認められず、手続の公正性に疑義を与える事実関係は認められない。

(d) Unipos による協議・交渉

・ Unipos は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本株式交換に係る株式交換比率について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議･交渉を LMI との間で複数回にわたって行い、株式交換比率の引上げに成功している。具体的には、Unipos は LMI から 2025 年４月 11 日付で１：0.253 の株式交換比率の提案を受けた後、LMI に対して継続して同年５月８日までに３回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、その結果、同日までに３回にわたって株式交換比率が引き上げられ、LMI から１：0.315 の株式交換比率の提案を受けるに至った。また、LMI のかかる提案に対して更に引上げを求め、株式交換比率を１：0.350 とするよう要請していたが、同年５月９日の Unipos の

2025年３月期の通期決算の公表後にUniposの市場株価が大きく変動したことを踏まえて、同年５月16日付で、LMIに対して要請する株式交換比率を１：0.4に引き上げることとした。Uniposは、同年５月８日以降も継続して４回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、同年５月８日にLMIから提案された１：0.315の株式交換比率から更に２回の引上げに成功した結果、同年５月21日、１：0.350の株式交換比率にてLMIと合意するに至ったものである。

なお、かかる協議・交渉にあたっては、本特別委員会は、Unipos及びAGSコンサルティングから協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を通じて方針等を協議し、意見を述べるなどした上で行うなど、本特別委員会がLMIとの交渉過程に実質的に関与する形で行われた。

以上に鑑みると、Unipos及び特別委員会は、LMIとの間で株式交換比率を引き上げるための方策を十分に講じたものと評価できる。

(e) マーケットチェックに関する事項

- Unipos及びLMIとの間において、UniposがLMI以外の買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は存在しない。
- Unipos は、本株式交換の公表から本株式交換契約を承認するためのUnipos株主総会までの期間を26営業日としており、これによりUniposの株主が本株式交換の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行う期間を確保するとともに、LMI 以外の潜在的な買収者が買収提案を行う機会を確保している。
- なお、Unipos は、本取引の検討を行う過程でSansanとの間で資本業務提携の解消に関する協議を行った際に、SansanがLMI以外の複数の第三者に対してSansanが保有するUnipos株式の売却を打診している旨の説明を受け、Uniposとしても、少数株主保護の観点からLMI以外の第三者との間でも非公開化を伴う取引を検討することが望ましいと考えたことから、かかる打診に対して関心を示した候補先から秘密保持に関する誓約書の提出を受けた上で買収提案を求めたものの、その後、法的拘束力の有無を問わず、Uniposに対して買収価格を含む具体的な提案がなされるには至らなかった。
- 以上を踏まえると、Unipos は、実務上合理的に可能な範囲においてLMI以外の潜在的な買収者による買収提案が行われる機会を確保したものと評価できる。

(f) 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

- 本株式交換に係るプレスリリースにおいては、法令や東京証券取引所の適時開示規制に沿った開示が予定されているほか、①本特別委員会に関する情報（委員の独立性・属性等に関する情報、特別委員会に付与された権限の内容に関する情報、特別委員会における検討経緯や取引条件の交渉過程への関与状況に関する情報、特別委員会の判断の根拠・理由、答申書の内容に関する情報、委員の報酬体系に関する情報等）、②本株式交換に係る株式交換比率の算定結果の内容に関する情報、③その他の情報（本株式交換を実施するに至ったプロセス等に関する情報、当該時

期に M&A を行うことを選択した背景・目的等に関する情報、Unipos の取締役等が本株式交換に関して有する利害関係に関する情報、Unipos と LMI との間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関する情報等）について、それぞれ一定の開示が予定されており、Unipos の一般株主による取引条件の妥当性等についての判断のために相当な情報が開示される予定であることが認められる。

（iii） 本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか

以下の理由から、株式交換比率を含む本株式交換の条件は公正性・妥当性が確保されていると考えられる。

(a) 株式交換比率

以下の理由から、本株式交換に係る株式交換比率である 1:0.350 には妥当性が認められる。

- 本特別委員会は、AGS コンサルティングから株式交換比率の算定に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、AGS コンサルティング並びに Unipos に対して評価手法の選択や算定の基礎となる Unipos の事業計画に基づく財務予測を含む前提条件等に関する質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。
- 本株式交換に係る株式交換比率は、過去１ヶ月間の終値単純平均値に対して 14.4%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の計算において同じ。）、過去３ヶ月間の終値単純平均値に対して 17.5%、過去６ヶ月間の終値単純平均値に対して 29.2%のプレミアムがそれぞれ加算されたものであると評価できるところ、近年の上場会社による他の上場会社の完全子会社化を目的とした他の株式交換事例 39 件におけるプレミアムの水準の中央値（過去１ヶ月間の終値単純平均値に対して 16.8%、過去３ヶ月間の終値単純平均値に対して 16.9%、過去６ヶ月間の終値単純平均値に対して 20.8%）と比較しても遜色のないプレミアムが付されているといえる。
- 本株式交換に係る株式交換比率は、AGS コンサルティングの DCF 法の算定結果のレンジの中央値を上回ると認められる。
- なお、Unipos が 2025 年５月９日に 2025 年３月期の通期決算を公表した後、Unipos の市場株価が大きく変動したことから、2025 年５月 21 日を算定基準日として、LMI 株式の算定基準日の株価終値（559 円）に本株式交換に係る株式交換比率（0.350）を乗じた価格（196 円）は、Unipos の普通株式の算定基準日の株価終値（225 円）に対して 13.2%のディスカウントとなっている。この点については、上記のとおり、①過去１ヶ月間、過去３ヶ月間及び過去６ヶ月間の終値単純平均値に対する合理的なプレミアムが付されていると言えること、②本源的価値を示すとされる DCF 法の算定結果のレンジの中央値を上回っていること、③本株式交換の対価は現金ではなく、株式を対価として実施されるため、Unipos の少数株主は、本株式交換により交付される LMI 株式の保有を通じて本株式交換後のシナジー効果を享受できると考えられること、④株式交換比率

に関するLMIとの協議・交渉において合計７回にわたり株式交換比率の引上げを要請し、うち合計５回にわたって株式交換比率の引上げに成功し、その結果としてLMIの初回提案である１：0.253から大幅な増加を実現したもので、その過程においても通期決算発表後の株価の推移を踏まえてLMIに要請する株式交換比率自体を引き上げるなど十分の方策を講じた結果として合意に至ったものであると評価できることなどを総合的に勘案すると、本株式交換に係る株式交換比率の妥当性が否定されるものではないと考えられる。

(b) 交渉過程の手続の公正性

上記「ii. 本株式交換に係る手続の公正性が確保されているか」に記載のとおり、本株式交換に至る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本株式交換に係る株式交換比率は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(c) 本株式交換に係るスキームの妥当性

・ 本株式交換に係るスキームは、Unipos の普通株主に対して、LMI の普通株式を割当交付するものであるところ、Unipos の普通株主は、LMI 株式の保有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現による LMI の事業発展・収益拡大、その結果としての LMI 株式の株価上昇等を享受することができるという点において、Unipos の株主にとってもメリットのある手法であると評価できる。

・ LMI の株式は、東京証券取引所プライム市場に上場されており、流動性が高いと考えられ、本株式交換あるいはその後の事業展開等に納得いかない場合は、本株式交換により取得する LMI 株式を市場で売却し、現金化することもできる。

・ なお、本株式交換の実施により約 1,400 名の Unipos の株主が LMI の単元未満株主となる可能性があるところ、かかる Unipos の株主はその保有することとなる LMI の単元未満株式を金融商品取引市場において売却することはできないものの、単元未満株式の買取制度を利用することによって投資を回収する機会が保障されていることを踏まえると、本株式交換に係るスキームについて不合理な点は認められず、適切なものと考えられる。

・ また、本株式交換に関連して、Unipos は、Unipos のＡ種優先株式に関して普通株式を対価とする取得請求権の定めを削除するための定款変更を行うことを予定しているが、本株式譲渡の譲渡対価は一定のディスカウントがされた条件となっており、Sansan のみに有利な価格で売却の機会を与えるものではないとのことであり、また、上記のとおりプレミアムが付された本株式交換の方が Unipos の株主にとって有利な取引条件となっているといえるため、本株式譲渡について公開買付け規制が適用されないことを明確にすることは特段不合理な点は認められない。

・ その他の取引条件においても特殊･特段不合理な点は見受けられない。

(iv)　Unipos が本株式交換の実施を決定することは Unipos の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか

以上のとおり、（ⅰ）本株式交換はUniposの企業価値の向上に資するものと評価でき、その目的は合理的であると考えられ、（ⅱ）本株式交換に係る手続の公正性が確保されていると考えられ、また、（ⅲ）株式交換比率を含む本株式交換の条件には公正性・妥当性が確保されていると考えられる。そして、上記の検討事項以外の点において、Unipos が本株式交換の実施を決定することについて Unipos の少数株主にとって不利益なものであると考えるべき特段の事情は認められないため、Unipos が本株式交換の実施を決定することは、少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

④　独立した検討体制の構築

上記「（４）公正性を担保するための措置」の「②両社における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、Unipos は、2025 年１月下旬に、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する意思決定に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、LMI から独立した立場で、Unipos の企業価値の向上及び Unipos の少数株主の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始しました。

具体的には、Unipos は、本特別委員会の指示を受け、LMI に対するデュー･ディリジェンスの対応及び実施、事業計画の策定、本取引後の Unipos の経営方針の検討といった Unipos における本取引の検討、交渉及び判断に関しては、Sansan の役職員を兼任・兼務する富岡圭氏、橋本宗之氏が含まれないよう留意して体制の構築を行いました。また、上記「③ 特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載の理由から、田中弦氏は、当該体制からは外れており、本日に至るまでかかる取扱いを継続しており、本取引に係る検討、交渉及び判断に関して当該体制に対する指示等を行った事実はありません。

これらの取扱いを含めて、Unipos における本取引の検討体制（本取引の検討、交渉及び判断に関与する Unipos の役職員の範囲及びその職務を含みます。）の構築に際してはアンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえており、かつ、独立性及び公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会から承認を得ております。

⑤　Unipos における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

Unipos は、本日開催の取締役会において、上記「１．本取引の目的等」に記載の根拠及び理由に基づき、（１）LMI の完全子会社になることで、LMI グループと一般株主の間の利益相反や独立性確保のための制約を回避しつつ、両社のブランド資産の統合を図るため、更なる認知度向上及びブランディングの価値向上に伴う契約数の増加や、人的資本経営の需要に合わせた支援サービスの更なる拡張により、Unipos を含む LMI グループの中長期的な企業価値向上に資することができると考えられることから、本取引は Unipos の企業価値向上に資するものであると判断するとともに、（２）本株式交換比率は、AGS コンサルティングから取得した株式交換比率算定書における算定結果のレンジの中央値を超える水準であるため、妥当なものであると判断し本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。

上記の取締役会においては、Unipos の取締役６名のうち、Unipos の代表取締役会長である田中弦氏については、Unipos 普通株式 4,549,400 株（所有割合：34.98％）を所有しており、

LMI が一次意向表明書を提出した時点においては同氏との間で公開買付けに応募しないことを内容とする契約を締結する意向を有していたことから、Unipos の社外取締役である富岡圭氏及び橋本宗之氏については、Sansan の取締役を兼任していることから、それぞれ、Unipos の一般株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえて、それぞれ利益相反の疑義を回避する観点から、審議及び決議に参加しておらず、かかる取締役３名を除く利害関係を有しない３名の取締役の全員一致により決議いたしました。

また、上記取締役会においては、Unipos 監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

また、Unipos は、確実に会社法上の定足数を満たす有効な決議を行うため、上記取締役会の審議及び決議に参加しなかった取締役３名のうち、Sansan の取締役を兼任していない田中弦氏を加えた４名の取締役において改めて審議の上、改めて当該議案について採決を行い全員一致により決議いたしました。また、上記取締役会においては、Unipos 監査役全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

⑥　他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

LMI と Unipos とは、Unipos が LMI 以外の買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておりません。

また、Sansan が LMI 以外の複数の第三者に対して、Sansan が保有する Unipos 株式の売却を打診している旨の説明を受け、Unipos としても、少数株主保護の観点から LMI 以外の第三者との間でも非公開化を伴う取引を検討することが望ましいと考え、関心を示した複数の候補先から秘密保持に関する誓約書の提出を受けた上で買収提案を求めましたが、その後、法的拘束力の有無を問わず、Unipos に対して買収価格を含む具体的な提案を受けるには至りませんでした。

また、Unipos は、本株式交換の公表から本株式交換契約を承認するための本定時株主総会までの期間を 26 営業日としており、これにより Unipos の株主の皆様が本株式交換の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行う期間を確保するとともに、LMI 以外の潜在的な買収者が買収提案を行う機会を確保しております。

４．本株式交換の当事会社の概要

| | 株式交換完全親会社 | 株式交換完全子会社 |
|---|---|---|
| （１）　名　　称 | 株式会社リンクアンドモチベーション | Unipos 株式会社 |
| （２）　所　在　地 | 東京都中央区銀座四丁目 12 番 15 号歌舞伎座タワー | 東京都港区虎ノ門三丁目１番１号虎の門三丁目ビルディング４F |
| （３）　代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長　小笹　芳央 | 代表取締役社長　松島　稔 |
| （４）　事　業　内　容 | 組織開発 Division（コンサル・クラウド事業、IR 支援事業）<br>個人開発 Division（キャリアスクール事業、学習塾事業）<br>マッチング Division（ALT 配置事業、人材紹介事業） | HR 領域のソフトウェア「ピアボーナス®Unipos」の開発・提供および、組織風土改革のコンサルティング |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | ベンチャー・インキュベーション | |
| （５） | 資本金 | 1,380 百万円<br>（2024 年 12 月 31 日現在） | 51 百万円<br>（2025 年３月 31 日現在） |
| （６） | 設立年月日 | 2000 年３月 27 日 | 2012 年 11 月 15 日 |
| （７） | 発行済株式数 | 109,000,000 株<br>（2024 年 12 月 31 日現在） | 13,017,800 株<br>（2025 年３月 31 日現在） |
| （８） | 決算期 | 12 月 31 日 | ３月 31 日 |
| （９） | 従業員数（外、平均臨時雇用者数） | 1,484 名（3,355 名）（連結） | 88 名（27 名） |
| (10) | 主要取引先 | 国内外の企業等 | ― |
| (11) | 主要取引銀行 | みずほ銀行<br>三菱 UFJ 銀行<br>三井住友銀行<br>りそな銀行 | りそな銀行 |
| (12) | 大株主及び持株比率 | （株）フェニックス 38.51%<br>勝呂　彰 6.46%<br>リンクアンドモチベーション従業員持株会 6.04%<br>日本マスタートラスト信託銀行（信託口） 5.94%<br>坂下英樹 3.46%<br>榊原清孝 3.46%<br>日本カストディ銀行（信託口） 3.45%<br>小笹　芳央 2.82%<br>（株）ＦＣＥ 1.52%<br>リンクアンドモチベーション役員持株会 0.83%<br>（2024 年 12 月 31 日現在） | 田中弦 34.97<br>中村崇則 4.38<br>（株）ＣＡＲＴＡ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ 4.25<br>Ｓａｎｓａｎ（株） 2.82<br>上田八木短資（株） 2.51<br>（株）ＳＢＩ証券 1.85<br>松島稔 1.81<br>ＪＰモルガン証券（株） 1.58<br>東山友 1.31<br>楽天証券（株） 0.99<br>（2024 年９月 30 日現在） |

(13) 当事会社間の関係

| | |
|---|---|
| 資本関係 | 両社の間には、記載すべき資本関係はありません。 |
| 人的関係 | 両社の間には、記載すべき人的関係はありません。 |
| 取引関係 | 両社の間には、記載すべき取引関係はありません。 |
| 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

(14) 最近３年間の財政状態及び経営成績（単位：百万円。特記しているものを除く。）

| | ① LMI（連結） | | | ② Unipos（単体） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 決算期 | 2022 年 12 月期 | 2023 年 12 月期 | 2024 年 12 月期 | 2023 年 ３月期 | 2024 年 ３月期 | 2025 年 ３月期 |
| 純資産 | 11,243 | 12,940 | 14,384 | 999 | 502 | 406 |
| 総資産 | 28,908 | 30,843 | 33,178 | 1,835 | 1,403 | 1,303 |
| １株当たり | 81.19 | 92.88 | 105.99 | △215.99 | △254.31 | △261.46 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産（円） | | | | | | |
| | 売上高 | 32,776 | 33,969 | 37,458 | 803 | 930 | 1,089 |
| | 営業利益又は営業損失 | 3,627 | 4,623 | 5,485 | △983 | △510 | △91 |
| | 経常利益 | － | － | － | △976 | △502 | △95 |
| | 当期純利益又は当期純損失 | 2,058 | 2,842 | 3,691 | △913 | △502 | △94 |
| | １株当たり当期純利益又は当期純損失（円） | 18.45 | 25.51 | 34.38 | △70.48 | △38.68 | △7.27 |
| | １株当たり配当金（円） | 7.7 | 11.3 | 12.2 | － | － | － |

（注１）2025年５月22日現在。ただし、特記しているものを除きます。

（注２）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

（注３）LMIの「純資産」、「総資産」、「１株当たり純資産（円）」、「売上高」、「当期純利益又は当期純損失」及び「１株当たり当期純利益又は純損失（円）」は、それぞれ、LMI連結ベースでの「資本合計」、「資産合計」、「１株当たり親会社所有者帰属持分」、「売上収益」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」及び「基本的１株当たり当期利益」の金額を、国際会計基準（以下「IFRS」といいます。）に基づいて算出したものを記載しております。

（注４）LMIはIFRSを採用しており、「経常利益」に該当する項目がないため記載を省略しております。

５．本株式交換後の状況

| | 株式交換完全親会社 |
|---|---|
| （１）名称 | 株式会社リンクアンドモチベーション |
| （２）所在地 | 東京都中央区銀座四丁目12番15号歌舞伎座タワー |
| （３）代表者の役職・氏名 | 代表取締役会長　小笹　芳央 |
| （４）事業内容 | 組織開発Division（コンサル・クラウド事業、IR支援事業）<br>個人開発Division（キャリアスクール事業、学習塾事業）<br>マッチングDivision（ALT配置事業、人材紹介事業）<br>ベンチャー・インキュベーション |
| （５）資本金 | 1,380百万円<br>（2024年12月31日現在） |
| （６）決算期 | 12月31日 |
| （７）純資産 | 現時点では確定しておりません。 |
| （８）総資産 | 現時点では確定しておりません。 |

（注）本取引完了後におけるUniposの経営体制について、LMIは、Sansanの取締役を兼務している社外取締役２名（富岡圭氏及び橋本宗之氏）を除き、Uniposの現在の経営陣が本取引完了後も引き続きUniposの事業運営に携わることを想定しておりますが、取締役の構成を含む経営体制の詳細について、現時点で具体的に決定している事項はなく、今後、LMIとUniposとの間で協議してまいります。

６． 会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理は、「企業結合に関する会計基準」における「取得」に該当します。なお、本株式交換に伴い、LMI の連結財務諸表上、のれんが発生する見込みですが、発生するのれんの金額は現時点で未定です。

７． 今後の見通し

本取引後の業績見通し等については、明らかになり次第、お知らせいたします。また、今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上